

○坂城町有害獣被害予防施設等設置事業補助金交付要綱

平成11年9月22日告示第24号

坂城町有害獣被害予防施設等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、有害獣による農作物及び農業用施設(以下「農作物等」という。)の被害の発生に伴い、被害予防策として有害獣被害予防施設等設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和51年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 補助金交付の対象とする事業は、有害獣による農作物等の被害を予防するため、田及び畑に被害予防施設等(金網、防護ネット、電気柵等の防護柵又は忌避剤(近隣住民に害を及ぼすものを除く。))による防護措置をいう。以下同じ。)を設置する事業とする。

(補助対象者)

第3 補助金交付の対象とする者は、有害獣により農作物等に被害を受けた農業者及び農業者の団体で、補助対象事業を行うものとする。

(補助金の内容)

第4 補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費 被害予防施設等設置に係る資材購入費

(2) 補助率 補助対象経費の3分の1以内

附 則(平成23年11月25日告示第34号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。